

第11回佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成18年12月5日（火曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵途典章	助役	高見俊男
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	小林隆俊	財政課長	小河正文
	まちづくり課長	南上透	生涯学習課長	岸井春乗
	出納室長	小笹和則	税務課長	大橋正毅
	住民課長	山口良一	健康課長	達見一夫
	福祉課長	内山導男	スポーツ振興課長	井村均
	農林振興課長	大久保八郎	建設課長	野村正明
	住宅管理課長	田村章憲	地籍調査課長	清水好一
	商工観光課長	芳原廣史	農業共済課長	城内哲久
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	森脇正洋	教育委員会 教総務課長	山口清
	教育委員会 教育推進課長	坪内頼男	消防長	加藤隆久
	天文台業務課長	杉本幸六		
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
欠席者 (1名)	上月支所長	金谷幹夫		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 請願取下申出書 請願第 3 号 平成 19 年佐用交通安全協会助成金の増額について
- 日程第 5 . 議案第 186 号 兵庫県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 6 . 議案第 187 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について
- 日程第 7 . 議案第 188 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第 189 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 190 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について
- 日程第 10 . 議案第 191 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 192 号 佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 . 議案第 193 号 平成 18 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 13 . 議案第 194 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 14 . 議案第 195 号ないし案第 207 号について
- 日程第 15 . 議案第 195 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 16 . 議案第 196 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17 . 議案第 197 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 18 . 議案第 198 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 19 . 議案第 199 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 20 . 議案第 200 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 201 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 202 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 203 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 204 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25 . 議案第 205 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26 . 議案第 206 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 27 . 議案第 207 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 28 . 議案第 208 号 大字・字区域の変更について

日程第 29 . 議案第 209 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定について

日程第 30 . 委員会付託について

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） おはようございます。若干時間が早いんですが、全員お揃いでございますので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 11 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には師走の何かと大変お忙しい中、早朝より全員お揃いでご参集賜り、誠にありがとうございます。ご苦労さまでございます。

さて、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 8 件、農業共済事業に関する案件が 2 件、平成 18 年度各会計補正予算等案等の案件が 13 件、字の変更に関する案件が 1 件及び請願取下げの申出書を 1 件受理いたしております。

何卒、議員各位には、ご精励を賜りこれら諸案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

なお、本日、上月の支所長が欠席をされております。上月連合自治会の研修という事で、随行の為に欠席ということで、届出をいただいております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 11 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお今期定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、傍聴者はないですね。ありません。

それでは、ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。

10 番、高木照雄君。12 番、大下吉三郎君。

以上の両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 12 月 5 日より 12 月 26 日までの 22 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日より、本日 12 月 5 日より 12 月 26 日までの 22 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。

師走に入りまして、本当に一変に寒くなって参りました。今日から 12 月の定例議会、たくさんの案件を提案させていただいておりますし、また議員の皆さん方からも、また今回も 17 名の多くの皆さんから一般質問をお受けいたしております。非常に寒さ厳しくなっていてまいりました中でありまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、道路事業の関係について報告をさせていただきます。

最初に長年の懸案であります国道 179 号徳久バイパスの件でございますが、県の合併支援事業に位置付けていただいて、合併後事業化に向けて鋭意調査を行っていただいておりますけれども、先般 11 月 24 日県庁において知事への直接要望を行いました結果、まあ 12 月 1 日、西播磨県民局の宮川土木部長より町の要望を踏まえて、県として事業を決定し、国との協議を行うとの旨お話をいただきました。県として、ルートにつきましては、旧来からの山すそを通る案とトンネル化による 2 つの案が、検討をされておりましたが、事業費的には山すそを通る案が安くなり、県としては、トンネル化によるルートにつきましては、難しいとの見解でございましたが、山すそを通る案においては、20 軒近い家屋の移転が生じ、狭い土地において、移転が非常に難しく、また住環境も悪くなるので、トンネル化によって早期実現、早期事業完了を図っていただきたいとの要望を行いました結果、大田井橋から法覚寺の裏を通り、佐用坂の旧明青建設の作業場の付近に至る、一部トンネル化によるルート決定をしていただきました。事業着手も、当初の計画では、平成 24 年着工となっておりますが、今年度中に最終決定を行い 19 年から設計、用地交渉等進めながら、21 年度の着工に向けて、21 年度の着工によって早期の完成を目指したいというお話をいただいております。まず議会の皆さん方に本日、ご報告を申し上げ地域の皆様方には、12 月 21 日改めて、建設促進協議会を開催して経過報告を行い、県より直接事業化に向けての説明をしていただいて、全面的なご協力をお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

次に、現在、消防署の進入道路でもあります、円応寺高田線の橋の拡幅事業でございますが、この橋は非常にまあすれ違いができない程狭く、緊急車両の通行にも支障があり、また通常の交通においても、非常に危険な状態であり、また地域の皆様方が、農作業等、機械等の運搬についても、非常に、これまで困難を、困っておられておりました。早期の拡幅改良が望まれる。要望されていたところでございます。しかし、この河川につきましては、河川幅を広げるという河川工事は予定をされており、現在用地の買収も、既に先行取得されている状況の中です。町といたしましては、河川改修事業によって橋の架け替えを行い、改良するという予定といたしておりました。しかし、中々河川事業が進まないの、何とかならないかという事で、県と協議を行いました結果、橋の架け替えを河川改修に先駆けて、先行して行うということで、決定をいただきました。現行の河川幅につい

での費用は県において補償していただけますが、拡幅する分につきましては、当然、町道でありまして、町としての負担によって行っていきます。その為この度の補正予算で設計調査費 1,000 万円を計上させていただいております。工事着手におきましては、今年度からスタートして 20 年度の工事着手の予定で進めていただくということになっております。次に、現在も既に、事業が長年にわたって進められております円光寺バイパスであります。最終的に来年 19 年度一杯に持って、事業完了をしていただいて、供用開始にこぎつけていただけるということで、お話を聞いております。そういうふうにご決定をされております。次に、中国横断自動車道姫烏線の工事であります。佐用、西粟倉間、延長 19.1 キロにつきましては、国による新直轄方式で工事が飛躍的に進んでおります。佐用ジャンクションから岡山県大原インター間 10.9 キロの全工区間が今事業着手がされておきまして、順調に工事が進んでおり、昨日 4 日には、兵庫岡山の県境の釜坂第 2 トンネルの 926 メートルありますが、貫通式も行われ、私また議長と一緒に出席をさせていただきました。その工事の進捗率は、11 月末現在で、兵庫県側約 60 パーセント、岡山県側で約 40 パーセントということになっており、平成 21 年度後期の供用開始に向けて、地域の皆様方に、安全と安心を確保しながら、鋭意、今現在工事を進めていただいているところでございます。

また、この度佐用北インターという事で、国道 373 号線への連結が正式に許可をいただきました。形式は、鳥取方面への入口、佐用方面の出口のハーフランプであり、事業主体は兵庫県ということになりました。事業年次は、今年度着工し平成 21 年度完了予定でございます。今後におきましては、若干の用地の追加買収等の課題もございまして、早期に兵庫県はもとより西日本高速道路との連携を深めながら、自治会地権者等関係者への説明を行い、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上、道路関係の報告とさせていただきます。

次に、先般 12 月 1 日付けで、特別交付税 12 月分の決定通知をいただきました。昨年度より若干増えて 12 月分として増えておきまして、2 億 2,685 万 5,000 円が 12 月分として交付されるということで、決定をいただきました。当初予算にはですね、特別交付税を 4 億 9,000 万円予算化既にしてしております。今後 3 月に交付される特別交付税と合計で、特別交付税額が、決定に最終決定になります。何とか、昨年度は、8 億の交付税をいただいておりますけれども、今年度は非常にまあ、減額されるという事を、また合併直後と比べてですね、当然その分が引かれますので、合計としては減額されるだろうということは、思っておりますが、できるだけ多くの交付税をいただいて、基金等の取り崩し等においても、減額できるようになればというふうに願っております。次に、最後にですが、12 月に入りましてですね、税務課においてまた収納、税の申告等いろいろと計画をしております。この 12 月が収納管理、滞納整理計画に基づく、下期の取り組みの強化月間といたしてあり、6 月の上半期に引き続き公平な納税と町税収入確保、強化月間の看板を本庁、支所、出張所の玄関に設置いたしまして、納税相談等を行っております。ご承知のとおり、来年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までの確定申告により農業所得の算出方法が収支計算に移行いたしますが、その説明会を 11 月後半、税務署と合同で地区毎に開催をしたところでございます。各会場とも多くの参加をいただいております。今後の納税申告がスムーズにできるように、今後また努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君）

以上で行政報告は、終わりました。

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

請願取下申出書であります。

この議題は、平成 19 年 8 月 31 日佐用交通安全協会、山本定一氏から平成 19 年度佐用交通安全協会助成金の増額についての請願書の提出があり、第 9 回 9 月定例議会で厚生常任委員会に付託され継続となっておりますが別紙の理由により請願の取下げの申出が提出されております。

これより請願取下書を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって請願取下申出書の件を許可することに決定いたしました。

日程第 5 . 議案第 186 号 兵庫県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5 に入ります。

議案第 186 号、兵庫県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 186 号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして提案のご説明を申し上げます。

この度の改正は平成 19 年 1 月 1 日付けで洲本市南あわじ市衛生事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合へ加入する為、規約の変更をするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、これで本案についての討論を終結いたします。これより、本案について採決に入ります。

議案第 186 号兵庫県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第 6 . 議案第 187 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 6、議案第 187 号兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 187 号兵庫県後期高齢者医療広域連合設立に関する規約の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

去る 6 月 14 日に国会で可決された医療制度改革関連法の成立により、本年 10 月より実施されております現役並み所得のある高齢者の窓口負担の 2 割から 3 割への引き上げ。療養病床に入院する患者の食費及び居住費の月額負担額の決定など基本的には、より逼迫する医療費負担を解消し、長期的安定的な医療保険制度の維持を目的とするものであります。この法案の中には、平成 20 年 4 月から施行される広域連合による後期高齢者医療保険制度が含まれております。この制度は全国全ての市町村が加盟し、それぞれの都道府県単位で設立する広域連合により満 75 歳以上の後期高齢者の皆さんの医療保険制度をこれまでの老人保健制度に変えて実施しようとするものでございます。この為、兵庫県においても本年 4 月より県と国民健康保険連合会又市町長会、町村会などにより準備委員会を組織し、その対応を協議して参りましたが、いよいよ本格施行 1 年前となりますので、その根幹となる兵庫県内全市町の加盟による兵庫県後期高齢者医療広域連合の設立の為の規約の制定について県内全ての市町が一斉に、この 12 月議会において承認を受けようとするものであります。後期高齢者医療保険制度の概要は、満 75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上で一定の障害を持たれている方を対象とするもので、これまでは、町の国民健康保険や息子さん等の社会保険に扶養、被扶養者として、それぞれの健康保険組合に加入されておりましたが、この制度では、これらの医療保険から脱会し、新たに県内全員の 75 歳以上の高齢者による保険制度を法律に基づき始めようとするものであります。この保険の基本的な財源につきましては、まず原則として医療費の 1 割は窓口で本人負担。残りの 9 割分について、

保険適用として、その 50 パーセントを公費負担とし、40 パーセントが若年者等の健康保険組合よりの拠出金を充て、残った 10 パーセントについて、高齢者の加入者自身から徴収する保険料で充てようとするものであります。詳細については、今後設立される広域連合で決定されることとなりますが、今回は、まずその兵庫県広域連合設立の為の規約について加入対象となる県内全市町の議会の議決を得ようとするものでございます。この広域連合設立の手順といたしましては、まずこの 12 月議会で全市町の議会議決後、年明けの 1 月に知事に対して認可申請を行い、認可決定後の 2 月もしくは 3 月議会において、各市町より 1 名の広域連合議会議員を選出し、そして来年 3 月末には、19 年度予算案や運営方法を決定する広域連合議会が開催されることとなっております。本案件につきましては、国の高齢者医療制度による全市町村が加入しなければならない県単位の広域連合設立の為の議案でありますので、充分ご審議をいただきましてご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、これで本案に、ちょっと待ってください。あります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 質疑というか、ちょっとお伺いします。
15 条の広域連合の中でですね、選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織すると、

議長（西岡 正君） ちょっと、マイクが入って、声が入ってますか。

4 番（岡本義次君） こうなっておりますけれども、今、この選挙管理委員の 4 人の方というのは、どういう方が出られとんか、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

〔岡本義君「これからですか。」と呼ぶ〕

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、未だ。

〔岡本義君「ああ、これからいう事やね」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 正式に、この規約を承認されてですね、その後それぞれの議員等の選出が行われた後になると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
他に。
無いようですので、これをもって質疑を終結。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 動議です。今町長説明あったようにね、内容的に老人医療の制度の根本的なね、これは、変更を伴うものでありね、慎重な本町議会としても審議が必要だという立場から、是非これは、委員会に付託して審議する。これを動議としてお願いしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、暫く休憩します。

午前 10 時 11 分 休憩

午前 10 時 12 分 再開

議長（西岡 正君） 質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 187 号兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議については、厚生常任委員会に付託することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 187 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の制定の協議については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 7 . 議案第 188 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 7、議案第 188 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 188 号佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、平成 17 年の人事院勧告による給与構造改革により整理した改正給与条例の一部を改正する必要が生じたため改正するもので、主な改正点は、第 8 条第 2 項につきまして、昇給基準において国家公務員に適用される特定職の基準について本町においては該当しないことから、削除するもので、3 項においては、55 歳昇給抑制について、年齢基準日を 4 月 1 日とするものでございます。附則においては、19 年度から地域手当を支給しない旨を追記したものであります。第 2 条関係については、特定職の基準部分の規定について、本町には該当しない為削除するものであります。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。本案についても、本日即決したいと思います。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 　　1 点、お願いしたいのは、附則第 9 条の関係であります。当然、この 9 条の管理職の関係が削除されましたので、この附則 9 条で削除されるわけですが、これでも、健康上の理由によってね、健康上の理由によって、本来なら 4 号級昇給だけれども、3 号級、1 号級下げるとするのは、この附則の内容だということに思うんです。それで、1 つは、このような健康上の理由ということで、こういう扱いがされたのかどうかという事を、過去にね。それから、2 点目に健康上の理由というのは、明確な基準が無いとね、その時の思惟によって、される虞もあるというふうに思うんですけれども、こういう健康上の理由というのは、基準が何かキチットしたものがあるのかどうか、その辺りは、どうなのか伺っておきたいと思っております。

議長（西岡 正君） 　　はい、お答えください。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 　　はい、お答えをいたします。健康上の理由等での引き下げということでございますが、これにつきましては、給与構造改革の中で抑制という部分がございます。そういう中で、この規定を整理をいたしておるところでございますけれども、これにつきましては、今のところ該当という事はさしておりません。それから、健康上の基準という関係でございますけれども、これにつきましてもですね、特にまあ基準というのは定めておりませんが、これにつきましては、ただ今、ご説明させていただきました抑制部分全体の抑制部分という格好での調整と言いますか、その部分でございます。まあ、健康上での基準というものではございません。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 　　はい。

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。よろしいですか。はい、よろしいですか。
他にございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） この改正案の中でですね、勤務成績が特に良好である職員という事で、8号云々というような項目がございますけれど、これらの事についてね、どのような事があれば8号とかというような、この改正案の中のこういう解釈いうんですかね、そこら辺はどんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 勤務成績の関係でございますけれども、今後まあ検討をしていく事といたしておりますけれども、今のところ未だ基準を定めておりません。これから研究をしながら実施に向けてですね、検討していきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4 番（岡本義次君） まだ、これからという事やね。
それとですね、改正案の中で、やはりですね、55歳以上の方が4号を2号にするとか言うて、こう謳ってありますけれど、これする事ができるものとするという事でございますけれど、これは、いつ頃から、こういうようなんやるというような、今の予定では思っていないんじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 今回、19年1月1日が基準日になります。それから適用していきたいなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ほな、あの、19年4月1日から全部

〔総務課長「1月ね」と呼ぶ〕

4 番（岡本義次君） ああ、1月、全員の方に対して55歳超えたら、こういうふうを持っていくと、こういうふうに解釈してよろしいか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） これについては、基準日は4月1日を基準日として実施をするという
ことでございます。

〔岡本義「全員に」と呼ぶ〕

総務課長（小林隆俊君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ございませんか。
無いようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第188号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び佐用町職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可
決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第189号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（西岡 正君） 日程第8、議案第189号佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第189号佐用町常勤の職員の公
務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げ
ます。この度の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い改正する
もので、条文中監獄の文言を刑事施設と改正するものであります。
ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 改正案の中でですね、その収入を得る事ができない期間に付きという、その期間というんは、もし直らなかつたらね、ずっと永久に退職までというふうには、解釈です。

〔「何言いよってん」と呼ぶ者あり〕

4番（岡本義次君） えっ。

〔町長「もう次の189号です」と呼ぶ〕

4番（岡本義次君） あの、改正案のこの、公務災害の。

〔山本君「監獄を刑事施設にいうて文言についての」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） すみません、ちょっと待ってくださいね。

4番（岡本義次君） いや、その中で文言やけどね、その中の期間のちょっと分からないところがあるので、尋ねよんであって、何も笑う事ないでしょ。期間についての、そのどがい言うんか、中身的に。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。質問されよんで、質問されよう方と当局ですんで、後ろを向いてものを言わんといて、他の方も当局が答弁しますので、はい。もう一度今のところハッキリ。

4番（岡本義次君） その改正案の解釈の中でね、その期間という事について、収入を得る事のできない期間につきという補償期間ですね、それがいわゆる、もしその人が健康になってね、ずっと出てきて、どう言うんですか、ずっと未だ出てこられない場合の期間というんは、いわゆる、ずっと休んだ間、定年の時までですね、もし直らなかつたという分についても、それをやるんかというふうに、ちょっとお尋ねしよんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、総務課長、今の質問に対して答弁願います。

総務課長（小林隆俊君） 休業補償等ですね、収入の算定方法等につきましては、それぞれケース等が出てくると思います。それらによって公務災害、認定委員会とかそういう状況の中でですね、そういう部分については決定するということになるかと思えます。それから、ちょっとあの、この条例案の中でですね、一部負担金という事が、ちょっと括弧書きでしておりますけれども、休業補償という事でこれちょっと、そこ訂正の方を、まあひとつお願いをいたしたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。
無いようでしたら、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 189 号佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 190 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 9 に入ります。
議案第 190 号佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 190 号佐用町情報通信網整備
分担金徴収条例の制定について提案のご説明を申し上げます。
この条例は町が実施する情報通信網の整備に当たり、放送等の提供を受けるものから、
地方自治法第 224 条の規定に基づき、分担金を徴収するため議会の議決をお願いするもの
でございます。
原案どおりご承認賜りますように、お願いを申し上げまして提案理由の説明とさしてい
たきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、委員会付託となっておりますが、質疑があればこの旨お含みの上
お願いしたいと思っておりますが、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっております議案第 190 号佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制
定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 190 号佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 10 . 議案第 191 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 10 に入ります。

議案第 191 号佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をされました議案第 191 号佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により関係条例を整備するものであります。改正の趣旨は、地方公務員公務災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とする為、障害等級毎の障害について、総務省令で定めることとする等の措置を講ずるものであります。改正の内容は、不必要な文言を削除したり表現を改めるもの又別表を削り本文中に挿入するなどのものであります。

表現を改めるものとしたしましては、本文中の該当非常勤常勤消防団員に対して、を削り、障害の等級及び等級を障害等級に、第 11 条第 1 項第 4 号ア又はイに掲げる状態を特定障害状態に。身体障害者福祉法を障害者自立支援法に、監獄を刑事施設に改めるなどが主なものでございます。現条例では、傷病補償年金及び障害補償年金並びに障害補償一時金の等級等については、別表により定めておりますが、等級毎の障害の程度が総務省令別表第 1、別表第 2 に移行された事に伴い、これらの別表を削り、本文中に補償基礎額に対する補償倍率を明記し、障害等級及び障害の状態については、原則の別表に定めるよう改められるものであります。なお、補償基礎額に対する補償倍率及び等級、障害の状態は、従来と同様でありますので、一部を除いては、補償額が変更になることはございません。政令の改正に伴う一部改正でありますので、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18 番（平岡きぬ系君） 先ほど、提案が町長からありましたけれど、従来の補償額と変更がありませんという説明だったんですけど、具体的に伺いたいんですが、新旧対照表で 5

ページのところに、介護補償は月単位として支給するものとするというふうに改正になっているんですけど、現行の条例では、それぞれ障害補償に係わるものとして、1つは、その月の介護、支給された額を10万4,970円を超える時は10万4,970円とする。あと、2、3と6ページに亘って4と介護を受ける常時介護の場合、また随時介護を受ける場合の金額が明記されております。これが、改正に伴って規則という形で、それぞれ金額が変更になっているんですけど、最高限度額が減額される規則で明記されています。そういうものになっているので、最初の提案の時の変更が無いということについては、もう一度説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。住民課長。

住民課長（山口良一君） 先ほど、町長が言いましたのは、一部を除いて変更は無いということです。先ほど言われたのは、規則のですね、2ページ目に、その言われた金額がのっておりますけれども、介護を要する状態、常時ですね、それから随時介護を要する状態ということで、表がのっておりますけれども、その右側の方を見ていただきましたら、一番最初言いますと、1ページ目ですね、言いますと10万4,590円とありますが、これは従来は10万4,970円ということで、380円マイナスになっております。その下が5万6,710円。これが従来が5万6,950円で、240円のマイナスと。その下につきましても、190円のマイナス。それから一番下が120円のマイナスというように、この部分では、金額変わっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18番（平岡きぬ系君） その一部改正されるということで、金額にすると何百円単位の少ないものなんですけれど、なぜ今回その規約改正に伴って、僅かな金額ですから、改正しなければならなかったのか、その理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） これも、先ほど言いましたように、政令の改正に伴うものでございますので、仮にですね、従来のを改正しないということになると、その差額については、町負担ということになりますので、政令に挙がったということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18番（平岡きぬ系君） 政令の改正の中では金額も明記された改正に、今回なっているんですか。その政令そのものについて、手元に資料がないので、その点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 政令が、県との規則についてもですね、県の方から通達がありまして、それに基づいて改正をしているということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） この介護補償の件ですが、今までに、こういった例は何件があったのでしょうか。お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 合併以前の事は、ちょっと分かりませんが、合併後はございません。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。
無いようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

〔平岡君「えっ、あったよ。手上げたんです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。終結しましたけれど、まあよろしです。

〔平岡君「ああ、そうなんですか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 早くお願いします。

18番（平岡きぬ糸君） この減額分、先ほどの質問なんですけれど、金額、他の部分は、改正は、政令の改正は語句の訂正であるとか、それこそ住民にとって影響受けるものというものにはなっていないんですけど、大きくは条例であったものを規則というふうに議会の議決を必要としない形になるわけで、その点、これから規則の、条例改正ではなくて、規則の変更にあたっては、当局としては、議会に対して相談をかけられるのでしょうか。その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。
ほな、町長お願いします。

町長（庵道典章君） いろいろと条例には、あと規則というものが条例の他にあります。それについては、議会の議決は要しないわけでありまして、規則を議会に報告をさせていただくということです。また、その段階ですけれども問題があれば、また議会議員の方々から意見をいただいて、当然規則については、その変更もできるわけでありまして。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18 番（平岡きぬ系君） 今回の非常勤消防団員に係わる損害補償の基準を定める政令の改正に伴って行う改正ですが、消防補償年金の障害補償表から条例から規則に変更して議会の議決を無くして改正できるようにしたことが大きな改正内容になっています。先ほど、町長の答弁では、議会に報告をするということですがけれども、改正についての諮りではないので、その点が問題だと思います。今回規則の中で常時介護を要する時の減額が、それぞれされました。このように規則になることによって、合わせて減額する内容となっており、町として減額せずに私は補償するべきだとの立場から今回の政令の改正に伴うものですが、反対をいたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

はい、無いようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 191 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 192 号 佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程 11 に入ります。

議案第 192 号佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 192 号佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例においては、町水道の水源保護に関する重要な事項について調査審議する為 20 人以内の委員により組織し、委員の定数を第 19 条第 2 項各号で定めておりますが、今回の改正によりその定数を削除しようとするものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、無いようですので、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっております、議案第 192 号佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 192 号佐用町水道水源保護条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 12 . 議案第 193 号 平成 18 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 12 に入ります。
議案第 193 号平成 18 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をされました、いただきました議案第 193 号平成 18 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて提案理由の説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しについては、本年度も実施いたしました稲水象虫の駆除薬剤散布に対して補助を行うもので対象者は、2,067 名、交付金額は 191 万 3,681 円でその内、連合会請求分を除いた 126 万 2,681 円を取り崩したいので、農業共済条例第 131 条第 4 項の規定により議会の議決を求めます。交付の時期は、平成 19 年 1 月 26 日頃の予定をいたしております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決したいと思います。
これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） この損害防止事業とありますけれども、殆ど今、これまで町長説明されたように、病中害の防除ということでやられて来たんですけれども、宍粟市とかその中では、鹿とかその猪とかの害に対して防除する、防ぐということに対しても、こっから出ているいうところがありますから、それから、タニシの幼虫とかね、そんな卵のタニシに対する被害、そういうふうな事についても防除するという意味でこの共済からお金が支払われているという事があるんですけれども、本町において、こういうふうに、鹿とかそれから、そのタニシの害とか、そういうのって、その病中の防除に対してだけの今回の支払いですけれども、それに対して他の事業はやられないというのは、本町ではどういう理由なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振、ああ、すみません。共済。

農業共済課長（城内哲久君） 佐用町の場合は、従前から稲水象虫の病害虫の駆除の薬剤の補助をしております。宍粟の場合は、一部猪とか鹿の防除柵の補助をしておりますけれども、一部の補助でございまして、やはり町の事業として又県の事業としてやっておられます。佐用の場合は、反当 250 円ということで、支給をいたしておりますので、まあ金額的にも小額でございまして、当分の間は、稲水象虫の補助をしたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。
無いようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。
議案第 193 号平成 18 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 . 議案第 194 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 日程 13、議案第 194 号農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 194 号農作物共済無事戻し金の交付について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の無事戻し金の交付対象年度は、平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間でこの間に、共済金の払い戻しを受けなかった場合等に掛金の 2 分の 1 を限度として交付するもので、麦は対象者 37 名で金額は 8 万 1,032 円。水稻は対象者 943 名で金額は 100 万 8,992 円を、それぞれ交付するものでございます。交付の時期は、平成 19 年 1 月 26 日頃を予定いたしております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案についても、本日即決したいと思います。
これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 194 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを原案のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩いたします。再開を 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

農林振興課長（大久保八郎君） 失礼します。始まる前にですね、ちょっとお手元に議案第 208 号のですね、仁方地区の大字・字区域の変更の差し替えをお願いしたいと思います。
4 枚目のですね中で、上記の他変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、「国有地」という名前が入っております。これは平成 17 年 3 月 1 日をもってですね、国有地が町に権利が移譲されたということで、その国有地という名称をですね、町有地に変更させていただきたいということで、その差し替えをよろしくお願いしたいと思います。
これは 17 年 3 月 1 日で移譲になったということで、国有地を町有地ということで、よろしくお願いしたいと思います。

日程第 14 . 議案第 195 号ないし案第 207 号について

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議長（西岡 正君） 日程第 14 に入ります。

日程 15 号ないし 27 については一括議題としたいと思います。

議案第 195 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 196 号平成 18 年度国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 197 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 198 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 199 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 200 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 201 号平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 202 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 203 号平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 204 号平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 205 号平成 18 年佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 206 号平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 207 号平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 195 号ないし第 207 号議案までの平成 18 年度一般会計並びに各特別会計補正予算案について順次提案のご説明を申し上げます。

今回、一般会計並びに特別会計の補正は、歳出の人件費関係で給与構造改革による昇給停止、抑制又地域手当の 2 パーセントを減額、退職者などにより一般会計並びに特別会計で 1 億 1,400 万円余りの人件費の整理が主なものでございます。

それでは、議案第 195 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案第 3 号につきまして、今回既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,505 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149 億 3,526 万 7,000 円に改めるものでございます。歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

町税 1 億 6,270 万円の主なものは、個人町民税の税制改正に伴います所得割 6,000 万円、固定資産税の滞納繰越分 1 億円を増額いたしております。

地方交付税は 2 億 554 万 1,000 円を追加し、地方交付税の総額を 51 億 5,740 万 7,000 円に改めております。

分担金及び負担金 2,400 万円は、南光・三日月地域の高度情報通信網加入分担金でございます。

使用料及び手数料 170 万円の主なものは、来年 1 月から実施いたします外出支援サービス車使用料 68 万円を計上いたしております。

国庫支出金 754 万 3,000 円増額。国庫負担金の主なものは、公共土木施設災害復旧事業費増に伴い 1,261 万 4,000 円追加。国庫補助金は、自立支援法に伴います電算システム改修補助金 100 万円を計上いたしております。

次に、県支出金 3,924 万 2,000 円減額の主なものは、県負担金関係では、児童手当関係等の整理により減額。県補助金関係は、自治振興事業に係ります関係補助 6 件分 1,580 万円追加。農林水産施設災害復旧事業減少分 5,472 万円減額。県委託金関係は、事業費精算見込により減額いたしております。

寄附金 313 万円を減額、主なものは、農林水産施設災害復旧事業減少に伴いまして減額いたしております。

繰入金 5 億 200 万円の減額は、財政調整基金からの繰入金でございます。

諸収入 3,973 万 7,000 円増額の主なものは、他市町より保育園児受託事業収入 416 万 2,000 円。平成 16 年台風 23 号の被害調査のため自宅前で交通事故による災害で、本年交通事故の示談が終了いたしました関係で、公務災害認定を受けました、非常勤職員公務災害補償保険金 858 万円の受入。雑入の県市町村振興協会交付金が確定いたしましたので、672 万 7,000 円減額。佐用川河川障害物除去処理料は、下秋里に係ります 17 年・18 年の処分投棄料 3,293 万 8,000 円でございます。

町債は、1,190 万円を減額。情報通信基盤整備事業債は、加入分担金充当によりまして 2,300 万円減額。消防債は、ポンプ車両購入入札減によりまして 370 万円減額。教育債は、平福駐在所予定地に係ります水路改修・家屋取壊し経費として 1,100 万円を計上いたしております。災害復旧債は、事業費精算見込みによりまして 380 万円を増額補正いたしております。

次に、歳出でございますが、歳出の主なものは人件費の精算見込等でございます。

議会費 199 万 4,000 円減額は、人件費の整理でございます。

総務費は 6,038 万 2,000 円減額でございますが、総務管理費の一般管理費で非常勤公務災害によります遺族補償費 858 万円。職員勸奨退職による退職手当組合特別負担金 1,037 万 2,000 円を計上。徴税費では申告補助職員分賃金 141 万 9,000 円を増額。選挙費は、19 年 3 月 30 日告示の県議会議員選挙に伴います経費 168 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、民生費は 602 万円の減額。社会福祉費の社会福祉総務費では、介護保険特別会計繰出金 922 万 4,000 円増額。高齢者福祉費では、従来から実施いたします外出支援サービスに係ります臨時賃金等の関係経費を計上いたしております。

障害者福祉費では、障害者自立支援円滑化に向けた電算システム開発委託料 308 万円。その他につきましては精算見込によりまして整理をいたしております。

児童福祉費、国民年金事務取扱費及び災害救助費関係経費も人件費等精算見込により整理をいたしております。

衛生費は 1,844 万 1,000 円減額。保健衛生費で簡易水道事業特別会計・生活排水処理事業特別会計の精算見込によりまして整理。清掃費では、療養休暇に伴う臨時職員賃金を計上。合併処理浄化槽設置整備事業補助金など精算見込によりまして整理いたしております。

次に、農林水産業費は 2,327 万 6,000 円増額。農業費の農地費で下秋里土地改良事業追加に伴います関係経費 1,220 万円増額。林業費は、有害鳥獣駆除活動補助金 230 万円増額補正いたしております。

商工費は 65 万 8,000 円減額。観光費は笹ヶ丘公園下水道使用料など精算見込により精算いたしております。

次に、土木費は 1,438 万円減額。道路橋梁費の道路新設改良費では、円応寺高田線改良に係ります委託料 1,000 万円計上いたしております。下水道費は、精算見込によりまして特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 2,011 万 3,000 円を減額いたしております。

住宅費は、人件費の整理でございます。

消防費は 158 万 5,000 円を減額。常備消防費では、臨時職員賃金 194 万円増額。又備品購入費は、ポンプ車購入入札減により 367 万 5,000 円減額。非常備消防費の工事請負費は三ツ尾、弦谷地域の防火水槽設置工事関係経費 1,200 万円の増で消防施設整備費補助金 600 万円の減額は、西市防火水槽設置事業取下げによるものでございます。消防費の災害対策費は、財源変更を行ったものでございます。

次に、教育費は 699 万 7,000 円増額。小学校費の学校管理費では、利神・上月・幕山小学校の設計委託の入札減で 800 万円減額。又工事請負費の 475 万円は、幕山小学校のプール更衣室や江川小学校の小プール塗装工事などの経費などが主なものでございます。中学校費の学校管理費で、上津中学校、三日月中学校グラウンド整備工事関係経費 1,750 万円を計上いたしております。

社会教育費の文化財保護費で、平福駐在所予定地周辺整備として、水路改修と建物除去経費 1,100 万円を計上いたしております。

災害復旧費は、4,186 万 4,000 円減額いたしております。農林水産施設災害復旧費は、事業費減少等によりまして 6,080 万円の減額いたしております。公共土木施設災害復旧費 1,893 万 6,000 円は、補助関係査定で増額決定を頂きましたので関係経費を計上いたしております。

次に 5 ページ第 2 表、地方債補正でございますが、平福地域の駐在所予定地に係ります、歴史的環境保存施設整備事業債に 1,100 万円を計上いたしました。地方債補正は、情報通信基盤整備事業債 2,300 万円を減額し、起債の限度額を 5 億 800 万円に。消防施設整備事業債は 370 万円減額し起債の限度額を 2,660 万円に。農林水産施設災害復旧事業債 250 万円を減額し起債の限度額を 450 万円に。公共土木施設災害復旧事業債は 630 万円を増額し起債の限度額を 2,030 万円に改めております。以上が一般会計補正でございます。

次に、議案第 196 号平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案につきまして、今回既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 56 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 2,395 万 5,000 円に改めるものでございます。

歳出におきまして、人件費 56 万 3,000 円を整理いたしました関係で、歳入の一般会計繰入金を歳出の同額を減額するものでございます。

次に、議案第 197 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案につきまして、今回既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 922 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 8,356 万 1,000 円に改めるものでございます。本会計も人件費の整理によりまして、一般会計繰入金 922 万 4,000 円を増額いたしております。

次に、議案第 198 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案につきまして、今回既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 170 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,059 万 5,000 円に改めるものでございます。本会計も人件費の整理によりまして、一般会計繰入金 173 万 2,000 円を減額し、諸収入を 3 万 2,000 円増額いたしております。

次に、議案第 199 号平成 18 年度佐用町簡易水道特別会計補正予算案についての提案理由を申し上げます。まず既定の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 1,206 万円を増額し、歳入歳出の総額を 6 億 8,841 万 2,000 円といたしました。

それでは、歳入より説明をいたします。使用料及び手数料において臨時水道使用料 95 万 9,000 円。滞納繰越分 64 万 6,000 円を収納状況の実績により追加をいたしました。繰

入金においては、人権費相当分として一般会計繰入金 711 万 1,000 円追加をいたしました。諸収入において下水道管敷設に伴う排水管移設工事補償金 200 万円を追加し、消費税還付金を 134 万 4,000 円追加をいたしました。

次に歳出であります。簡易水道事業費一般管理費においては、本年 1 人増員により人件費 711 万 1,000 円を追加いたしました。現場管理費需用費では、各簡易水道施設の電気料の精査を行い 116 万円を減額し、排水管及び浄水施設等の修繕費として 550 万円を追加いたしました。委託料において下水道管敷設に伴う排水管移設工事設計委託料 50 万円を追加し、工事請負費では、移設工事費として 220 万円を追加いたしました。原材料費では、水道メーター購入を 180 万円減額をいたしました。以上、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

次に、議案第 200 号佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号についてのご説明を申し上げます。この予算は第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,096 万 3,000 円を減額し、11 億 2,901 万 2,000 円といたしております。

まず歳入の補正の内容は負担金 159 万 7,000 円。使用料 735 万円、20 万 3,000 円を追加し一般会計繰入金、2,011 万 3,000 円を減額いたしております。歳入の補正の主な理由は、負担金では新規加入者の加入負担金増であり、使用料では下水道への接続による利用者の増加。従量制料金の見込み増等に伴う使用料の増加であり、雑入は消費税還付金であり、一般会計繰入金において歳出減も含め調整をいたしております。

歳出においては、管理費で 1,925 万 7,000 円を減額し、事業費で 829 万 4,000 円を追加し、歳出合計で 1,096 万 3,000 円を減額いたしております。

主な理由は、一般管理費において人件費、管理事務経費の整理。消費税額の見込み減でございます。現場管理費の工事請負費の追加額 500 万円は、南光地区如来田及び門脇マンホールポンプの改修経費経費でございますが、当初機器点検整備委託料で計上していた経費を支出科目を工事請負費に変更するものでございます。機器点検整備委託費では、この支出科目変更減の経費と脱水機等の保守点検経費の契約減額分を合わせ 900 万円の減額。浄化センター管理費では、脱水汚泥の排出量の減少、マンホールポンプ場の保守管理、清掃経費の見直し等で 1,000 万円の減額。水質検査の一括契約等の見直して 150 万円の減額をいたしております。

建設改良費では、職員増に伴う人件費の増と佐用地区雨水排水工事に伴い支障移転が必要な町水道管の移設にかかる経費 200 万円を追加し、入札減による工事請負を 200 万円減額いたしております。以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の補正の概要でございます。

次に、議案第 201 号佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。今回既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 971 万 1,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,793 万 9,000 円といたしております。

まず歳入の補正の内容は、使用料 400 万円。繰越金 207 万 3,000 円。雑入 27 万 8,000 円を追加し負担金 130 万 5,000 円。一般会計繰入金 1,475 万 7,000 円を減額いたしております。歳入の補正の主な理由は、負担金で新規加入者の見込み減であり、使用料では、接続による利用者の増等に伴う使用料金の増であり、繰越金は 17 年度決算繰越金であり、一般会計繰入金は、歳出経費の補正減を含め減額調整いたしております。

歳出においては、浄化槽管理費で 100 万円を減額し、農業集落排水施設管理費で 871 万 1,000 円を減額いたしております。補正の主な理由は、浄化槽管理費 100 万円の補正減は、消費税額の見込み減でございます。農業集落排水施設の補正減 871 万 1,000 円は、一般管理費で人件費の不用額であり、現場管理費では需用費において浄化センター機器の修繕に要する経費 100 万円を追加し委託料では、浄化センター等の委託管理費の見直しとして、

汚泥処理量の減少で 410 万円を減額いたしております。工事請負費の 500 万円の減額は、新規加入者の減に伴う管路新設工事費の見込み減と修繕工事費の減等であります。以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 2 号についてご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入に県委託金の追加と歳出のユニバーサル施設整備費と予算調整をし、18 年度の公園運営管理の充実を図ろうとするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,471 万 4,000 円といたしております。内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出におきまして教育費、社会教育総務費の 180 万 7,000 円の減額と天文台公園運営費の 350 万 6,000 円の追加であります。これは職員の給与改定による減額及び平成 18 年度ユニバーサル施設整備費の追加額でございます。一方歳入では県支出金、委託金が 169 万 9,000 円の補正であります。これは西はりま天文台公園指定管理料の施設整備費の追加でございます。これらの詳細につきましては、事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上、平成 18 年度西はりま天文台公園特別会計予算案の概要でございます。

次に、議案第 203 号平成 18 年度笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 2 号につきまして提案のご説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ 43 万 3,000 円を減額し、予算総額を 1 億 2,896 万 3,000 円にしようとするものでございます。

まず、歳入につきまして笹ヶ丘荘事業収入 80 万 3,000 円を減額し、一般会計繰入金 32 万 5,000 円、雑入 4 万 5,000 円を増額いたしております。歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 75 万 8,000 円の減額は給与改定による人件費不用額 115 万 8,000 円。委託料 20 万円。使用料及び賃借料 20 万円の不足額を調整いたしております。交流館管理運営費 32 万 5,000 円の増額は特殊建物等定期報告事業業務委託料 20 万円。公共下水道使用料 12 万 5,000 円を追加いたしております。以上、笹ヶ丘荘の特別会計補正予算の概要でございます。

次に議案第 204 号佐用町歯科保健特別会計補正予算 1 号についての提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ 24 万 9,000 円を減額し、予算総額を 3,110 万 8,000 円といたしております。補正の内容は歳入において保険診療報酬収入を減額いたしております。

歳出におきましては、給与構造改革の改正に伴い給料職員手当等の人件費を減額いたしております。以上、歯科保健特別会計補正予算の概要といたします。

次に、議案第 205 号平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ 1,521 万円を追加し、予算総額をそれぞれ 2,288 万 9,000 円にしようとするものでございます。

補正しようとする内容は、広山団地 5 区画の分譲並びに佐用姫団地 1 区画の買戻しにかかるもので、まず歳入につきまして、財産売払収入 462 万 3,000 円。基金繰入金 943 万 9,000 円。繰越金 7 万円。雑入 107 万 8,000 円といたしております。

歳出につきましては、佐用姫団地 1 区画の買戻し経費として公有財産購入費 1,058 万 7,000 円。広山団地分譲収入を団地造成基金、宅地造成基金費 462 万 3,000 円といたしております。以上、宅地造成事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 206 号平成 18 年度農業共済事業特別会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正予算は、既定の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 134 万 9,000 円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 1,146 万 9,000 円とするものでございます。それでは、5 ページの補正予算内訳明細から説明をいたします。まず収益的収入及び支出の業務勘定収入では、受取補助金で 285 万 6,000 円を

減額し、事務費賦課金で 7,000 円。受取寄附金で 150 万円それぞれ増額いたしております。その内容は、業務勘定支出減による受取補助金の減額。水稻、麦共済引受増に伴う事務費賦課金の増額。建物会計による寄附金増による受取寄附金の増額となっております。

支出では支払賦課金 7,000 円は、水稻、麦共済引受増に伴う追加分、一般管理費 160 万 7,000 円の減額は、給与改定による減額。損害評価費 24 万 6,000 円は、評価会開催日数増に伴う損害評価委員の報酬の増加分であります。

次に、資本的収入及び支出の業務勘定支出において有形固定資産取得費 119 万 8,000 円を計上いたしました。これは、平成 7 年に購入した公用車が老朽化した為新たに購入するものでございます。尚購入財源は、2 ページに記載しております第 3 条の過年度分損益勘定保留資金を補てんするものであります。以上、農業共済事業特別会計補正予算についての概要についての提案といたします。

次に、議案第 207 号平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。今回の補正の主なものは、水道事業収益の火災保険災害共済見舞金収入 342 万 6,000 円を追加し、水道事業費の営業費用を給与改定に伴う人件費の不足額及び不用額を調整し、落雷による大酒浄水場計量器と高区配水池水位計修繕費の不足額 328 万 5,000 円を増額し、営業外費用の企業債利息不足額 50 万 1,000 円を増額補正するものでございます。また、資本的支出の上水道施設改良事業費を給与改定に伴う人件費の不足額 4 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

次に、議会の議決を経なければ、流用する事のできない経費として職員給与費を 21 万円減額補正するものでございます。内容の詳細につきましては、予算実施計画補正、資金計画、収入及び支出見積基礎の補正を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上、補正予算 13 件の補正予算であります。一括してご説明を申し上げました。慎重にご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうも、失礼しました。

議長（西岡 正君） 議案第 195 号ないし議案第 207 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題になっております、議案第 195 号ないし第 207 号議案につきましては、最終日に質疑を予定をいたしておりますので、どうしても、ここで聞きたいという事があれば、お受けしたいと思います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵道典章君） 申し訳ないです。ちょっと、訂正をさせていただきます。私も今説

明してておかしいなと思いながら説明してしまいましたけれども、教育費の、何の補正がいな。一般会計補正ですね、教育費関係で、学校関係費の小学校の管理経費ですね、小学校の設計委託料の入札減 800 万円減額ということでありますが、この内容で、利神、上月、幕山小学校の入札減ということでありますが、これは上月小学校の体育館の設計業務、これの減額ということでありまして、利神と幕山は、私が説明してました事は間違いであります。提案書、そうです。議案書は、そのまま正しい議案書になっております。失礼しました。

日程第 28 . 議案第 208 号 大字・字区域の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 28 に入ります。議案第 208 号、大字・字区域の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 失礼しました。それでは、ただ今、上程をいたさきました議案第 208 号大字・字区域の変更についての提案の説明をさせていただきます。

市町村区域内の大字・字区域の変更につきましては、地方自治法第 260 条で当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に届け出なければならないと定められております。当仁方地区においては、平成 5 年から平成 12 年度に実施いたしました仁方地区土地改良事業により、大字・字区域の変更が生じた為、平成 12 年 12 月定例の旧佐用町議会に上程し、12 月 25 日に議決、承認をお受けしたところでございます。本来は、議決後、換地計画の認可、申請手続きと同時に大字・字区域の申請手続きに入る予定でありましたが、仁方地区の換地計画の認可については、組合員からの異議等が提出され、認可庁である県からの指導もあり、認可を受けておりませんでした。以後長年に亘り協議した結果、再度平成 18 年 5 月 10 日付けで、換地計画の認可申請を行い、9 月 14 日付けで県より適当と決定をいただいております。町といたしましては、適当と判断をいただきましたので、認可に向けた法手続きをすすめておりますが、その法手続きの中で、大字・字区域の変更については、旧佐用町議会において、平成 12 年 12 月 25 日に可決をいただいておりますが、その後、平成 17 年 10 月 1 日に佐用郡 4 町が新設合併いたしましたので、旧佐用町議会の議決があっても、町長が執行しない間に合併が行われた場合は、内部的な意思決定に止まり、第三者との法的関係が生じていませんので、議決の効果も消滅するものと判断をされます。今回改めて、内容については、変更がございませんが、議会の議決が必要となりましたので、提案をさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 　　ちょっとまあ、経過分からないんですが、地方自治法 260 条の、この字区域の関係で言えば、議決すれば、県に上げればね、これは、まず認めないという事はありません。届出さえすれば県知事が認めるというのが、私が、そう思ってるわけですけども、今回の場合は、平成 12 年 12 月議会で旧佐用町議会で可決したけども、換地計画書と同時に出さなきゃいけないという事で、県に届け出なかったという事なのか、しかし届けたけども、換地計画書と一緒に出てないから県は、これを認可しないと。字区域の変更を。そういう事であったのか、その辺りを少し詳しくお願いしたいんですが。

〔農林振興課長 挙手〕

農林振興課長（大久保八郎君） 　　12 年に可決された後ですね、換地計画書共に知事に申請する事なんです。以後その 13 年にですね、申請をしておりますが、一時書類不備の為に書類を取り下げして整備しております。その間にですね、地権者の方からですね、異議申し立てがありまして、県の指導もありまして、一応地権者の円満にいくような指導、理解を得るように努力をせよというような事で、県、町合わせてですね、一応地権者等の説明もしておりますが、結果的には、了承は得られませんが、地権者会議におきまして、一応決定を受けておりますので、再度申請を行っております。今回、今年ですね、春から申請したんですが、私どもの不備によりまして、要は合併後ですね、町長がまだ申請していない時期においては、再度新議会で可決するよという指導がありましたので、今回、急遽ですね、県のスケジュール言うんですか、協議の中で一応この 12 月にですね、末をもって告示の方のスケジュール計画に合わせて、打ち合わせしておりましたので、一応、今回こういうふうな提出さしていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 　　その、聞きたいのはね、議決後申請したけども、こちらが取り下げたから知事のね、認可が無かったのか、それとも、今言いようように、平成 13 年度に更に申請したと。字区域の変更は認められなかったというのは、県としては、換地計画書がキッチリ出て無いから、字区域の変更の議決だけでは認めませんよと、そういう事だったのかどうか、お聞きしとるんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、町長。

町長（庵道典章君） 　　かなり、もう時間が経過いたしましたけれども、議会の議決をいただいた後ですね、換地認可申請を行う、当然行う予定であります。認可申請についての書類を事前協議という形でね、担当課にもってお話をさせていただいて、事前協議を行っておりますけれども、換地計画に異議を申し立てられてですね、その組合内ですね、非

常にまあ、色々と問題が紛糾をいたしましたから、県としては、未だ認可をしないという
んではなくって、地元の組合において円満な解決を図るよという事で、一時保留とい
う形で、ずっと来ておりました。その内容については、組合の議決も受けて、議会の議決
を受けておりますから、もうできるだけ早く認可を受けたいという事で、ずっと経過をし
て来たわけでありまして、中々裁判等も行われたり、また異議について、もし認可
申請を行えば、それに対しての異議申し立てをするという事をですね、地権者の中から出
ておりましたのでね、そういう事がされないよという事で、話し合いをして来たのが、
現在までの経過です。しかし、非常にまあ、時間も経過して事業者においてもですね、高
齢化が進んでおります。町としてはですね、やはり法的な手続きをこれから進めていかな
いとですね、この解決はしないよという事で、未だ全ての組合員の円満な了解というのは、
されておられませんけども、認可手続きは、手続き的にはですね、できているわけですから、
これを肅々として行っていきたいよという事で、この度新たためてですね、認可を行っていただく
よという事で、県の方で、決定をいただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

21 番（鍋島裕文君） 換地計画の異議申し立てというのは、わかったんですよ。ところが、
字区域の変更なんかは、これ単独でもう決まったやつじゃから、議会で議決すれば、県は
保留する事無く、換地計画とは別ですよ。県は保留する事無く、認められるんじゃないか
というふうに思うんですけども、これ、だったら、最終的には、換地計画書が不備な為に、
議会議決の字区域の変更も認めないよという事ですね。認めたとしたら、又ここで議決の必
要が無いわけですから。字区域がね。その時に。その事を確認しますけども。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回の字替え変更のですね、再提出というのは、要は議会の
議決権の中でのですね、団体意思の決定たる議決という内容でのですね、これは合併によりま
して、町長が申請しない限りは、その議会において決定されたものについても執行するよ
というような事が謳われております。そういうような事の判断が県の方がですね、そうい
った判断されるから、再度新しい合併した議会において、議決の後、町長が申請するよ
よという事の指導を受けております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） この分につきましては、裁判とは別個かと思うんですけど、どう
言いますか、地権者からね、一部異議申し立てがある云々という事を聞いておりました
けれど、このほ場整備組合そのものは、認可OKになったよというふうには聞いたんですけ

ど、そこら辺は、どんなんですか、未だ一部の人からは、異議申し立てというんはあったんですか。あるんですか、今、現在。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この換地計画の認可については、告示をしております、まあ、告示期間が終わりましたけれど、一応異議申し立てについては、3名の方がありましたけれども、1名は取り下げされました。2名の方については、今県の方で審査されております。その内容については、未だ決定は、県の方は、未だされてないようですけども、今の状況は、そういうふうな状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） 関連してお尋ねしますが、この今さっきの課長の答弁で、平成の13年に換地計画の認可申請を提出した結果ですが、町の不備の為にと言われたんですが、その不備というのは、どういう事でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） いや、町の不備ではなくして書類の不備であったという事。書類がですね、一応書類審査の中において、ちょっと書類が不備であるという事で、1回は取り下げをしてですね、指導によって又再度提出するわけなんです、その中において、一応地権者からですね、異議申し立てが出ておる内容についても、一応円満にいくような指導もあった、協議するような指導もあったわけなんです、その後においても、得られなかったというふうな事があります。今回県と協議して書類審査をしていただいた結果ですね、適正であるという判断を今回いただいておりますので、13年に出した内容では、書類審査の中でですね、申請する前にちょっと書類が整うと、一部修正があったという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） ちょっと、この資料によりますと13年に認可申請を提出されて、今言われたように、書類補正の為に取り下げてもう一度15年の3月28日に、この許可申請を提出されているわけで、また17年の9月28日に書類補正の為に取り下げられたという資料があるんですけども、その後この資料補正はされて、今回の提出になったと思うんですが、この換地計画ですが、今度県の妥当だという結果が、もう今日か明日ぐらいに下りるという事も聞いているんですけども、その時出された換地計画書と今回、その

13年に13年と15年ですね、その補正して、直して補正で出されたわけですけども、その取下げられた時と、修正して、今度出されたのは、まあ言ったら、区画が違うとか、換地の登記というんですか、そういうのが、内容が変わってるかどうか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 内容は、ええっとね、要は、今15年と言われたのはですね、これについては、境界のほ場整備する地区界の修正がありました。要は地権者の立会いですね、ほ場整備する地区と地区外との境界の立会いが15年の3月の時に、境界が確認されたという事で、一部その全体の面積の中で、その一部が境界をですね、確定した為に、変更はしておりますが、換地計画については、内容は変わっておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、お尋ねしたいんですけども、換地とその今の字界とは別個のもんだと思うんですけども、この件については、色々もう長い事5年に始まって、工事が始まって平成5年に始まって12年に、もう完了しているんですが、今まで、これが解決しなかったという事では、いろんな事がありました。現在も裁判中なんですけれども、その裁判中なんですけれども、この今回になって平成15年の5月29日に提訴されました、この裁判なんですけれども、16回も公判を経て、17年の11月の16日に結局、裁判所の方から判決が言いわたされて、その原告側の主張も容認されているわけなんですけど、その容認された後、町は大阪高裁の方に控訴されておりますが、その後の経過ですが、報告というのが、この合併してから新町になってから無いんですが、その後の計画を、まずお尋ねしたいと思いますが、これからも異議申し立ても、今出ているという事なんで、経過を、まず報告をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 平成17年の11月の28日に大阪高裁に控訴を町の方がしておりまして、その後ですね、2月から4月、7月と口頭弁論と言った、裁判所からの口頭弁論いう対応もしております。またその後ですね、8月、10月、11月と月1回ペースになるとは思いますけど、弁論準備。またこの12月19日には、また高裁の方に弁論準備という事に行きます。裁判所の方と調査によりまして、今回はですね、12月ぐらいが最終になるんかどうかどうかが分かりませんが、一応それでなればですね、結審は、年明け、いつになるか分かりませんが、結果は、その年明け以降になるというふうに判断しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、3回目。

5番（笹田鈴香君） 年明けという事なんです、この判決としては、原告の主張が容認されたわけなんです、その容認されたものと現在、換地に出されているものとか、ちょっと食い違っているかと思うんですが、最初の換地に出されている分と違う所は、結局今、争われているその土地の名義が、名義というか、一時利用地でこう分けられているわけなんです、それが今回、ちょっと違ってきていると思うんですが、結局、判決で下されたものを無視したような、今度の換地方法になってるんじゃないかと思うんですが、その辺は、どうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 無視しとるとか、そういう事ではなくして、一時利用地の変更で相手方の方はですね、控訴をされていたわけなんですけれども、町側としては、土地改良法に基づき、一応地権者会議、そういった方法でですね、同意を得た手続きをしておりますので、それについては、今裁判所で、そういった争っておりますので、それはまた、結果によるものと思いますけれども、町としては、一応土地改良法に基づいた、一応地権者の決定事項であるというふうに解釈をしております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。他にありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18番（平岡きぬ系君） 基本的な事で分かり辛かったんですけど、今回の議案というのは、字区域の変更ですね。旧町時代というか、合併前、平成12年に既に佐用町議会で議決したものが、何故単純に見て計算して6年に亘って時間がかかるのかという点の説明として書類の不備があったので、取り下げて申請を取り下げたという説明だけだったんですけど、その換地とは別にしてこういう事務的な手続きが、何でそんなにかかるのか、その係争されている問題とは別の問題であろうと思うので、その点をちょっと明らかにお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 町長も言われたと思いますが、書類上の不備だけではなくしてですね、後申請する中では、県の方の指導もありまして、正直申し立てが出てますので、地域の円満解決を図るよという事で、地域の方に認可の前に、まずは地域の方の理解を得る為に、町なり県の職員がですね、地域に入って行って理解を得るように努力をしていった、その期間が、長くかかって来たという事でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系議員。

18 番（平岡きぬ系君） はい、という事は、この字区域の事務的な手続きが、その裁判に係わるような事態も含めて、こうややこしくなってしまうという事なんですか。単純な、そのものではない。そりゃ、あれなんですから、その事務的な手続きは、例えその県の方の、じゃあ、県が悪かったという事なんですか。指導が悪かって、こんなふう延びて来たという事なんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回の字替えの変更については、ほ場整備の区画整理によつてですね、従前の土地の字をですね、区画によって部分を一部をですね、田んぼが整形になってきておりますので、字も変更しようとするもので、これが裁判とか、そういうふうなものでは、関係が無いというふうに僕は、判断しております。要は、その裁判の方は、地権の問題ですので、今回提出さしていただいておりますのは、土地改良計画による、その字替えの変更という事で、法的な手続きをとらしていただいて、今回合併しましたので、議会に再提案させていただいたという事です。

〔平岡君「だから、だから、なぜ」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 失礼します。じゃあ、私の方から、いや、ですから、何故今まで、その簡単なね、法的な単純な手続きができなかったのかという事での、平岡議員の質問なんですから、これは、この字界のこの認可だけではなくて、これはほ場整備の区域の換地認可、これも一体的なものとしてね、やっぱし捉えられておりますので、単なる字界だけではなくて、この各地権者会議で決定いただきました換地、最終的な換地の認可決定、この事が裁判等異議申し立てがあつてですね、できなかったという事で、この全ての法的土地の換地認可、法的手続き登記の手続きができてないという事なんです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、3 回目です。はい。

18 番（平岡きぬ系君） それじゃあ、おっしゃっている事から、そのまま受け止めさせていただくとですね、換地に係わる異議申し立ての関係については、綺麗になったと。決着着いたというふうに理解できるんですけど、それで、いいんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、現在もその換地計画についての異議が、訴訟が行われて
ですね、まだ係争中であります。しかし、一方ではですね、この換地計画が、当然地権者
会議等の議決を経て法的手続きを持ってですね、申請をされております。ですから、一応、
認可については、県もここで、県に申請をしてですね、県から、この換地計画の、まず認
可をいただきたいと、いただく手続きに入ってるという事です。ただ、その認可につい
ては、その地権者の一部から、異議がありそれに対して訴訟が行われているという事は、ま
た別の問題でございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） この議案に対して、別に反対しているわけじゃあないんですけれど
も、今その関連するという事を、公に言われましたので、私も、もう一度質問したいんで
すが、今までから、この町が控訴する事に対して、税金たくさんの弁護士費用もいるとい
う事で旅費も要りますし、それは町民の結局、税金を使っているという事になるんで、もし、
同じ結果が出た時に、地裁と同じ結果が出た時に、どうするんかという事もお尋ねしたい
し、そしてもう1年もかかってやっているわけですから、高裁の係争を無視したような、
この町のやり方には、私は理解ができないんですけども、その点は、どうお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） これは、裁判を訴訟されたのは、地権者の方から訴訟されております。
その地権者の言い分、片方の言い分をですね、その方の言い分が、その町が認めると
いう、町単独が独自に認めるという事はできない。これは、ご存知のようにそんな事した
らですね、他の大多数のまた組合の組合員さん、地権者の方からですね、異議が出ます。
で、今回地裁においてですね、原告の当初の一時利用と違った換地の最終、換地計画で今、
申請がされてる事に対しての異議申し立て、これが、そういう換地計画された問題がある
という事で、地裁の判決があったという事ですね、ただ、それをね、訴訟を控訴せずにで
すね、じゃあ、どうしたらいいんでしょうかと、町が、それをほなら、認めて、認める
という事は、町が認めても、地元、地域の地権者の組合の皆さんが認めてもらわないと
ですね、それは、事業としては成り立たないわけです。だから、それが、訴訟費用をい
るとかいらんとかいう問題ではないんで、やはり、町としてはですね、組合員全体の、や
っぱし会議、地権者の会議で決定された換地計画に基づいて、きちっと換地をしてい
くという責務を負うてるわけですから、その為に必要な控訴をして、今、裁判で係争
しているという事ですから、裁判それを取り下げただけなのは、それは、訴訟され
た側が取り下げただけならば、それで、本当にいいんですけども、町の方が、それ
を受けるという事、控訴しないという事は、その判決を受け入れるという事
ですから、受け入れた時にどうなるかという事をね、笹田議員は、どうい
うふうに考えられるかで、私は、本当に逆にお聞きしたいというふうに
思いますね。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） 結果が、どういう結果で、また出てくるかは分かりませんが、やはり、今回の事も控訴された事も、ほ場整備組合の組合の方とも相談して、それがいいという意見が、結局多かったわけですか。

農林振興課長（大久保八郎君） 控訴を受けているのは町の方でありますので、それを町の方が、法的にしてもおかしいと判断しましたので。

議長（西岡 正君） はい。笹田議員、もうよろしいですね。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本議員。

19番（森本和生君） はい、森本です。この件についてはね、裁判とは一切関係なしに、字界の変更やという事で捉らえとんですけれども、町長の話の中では、その換地関係も含めての事ですよという答弁があったんで、それだったら、今裁判しようような事も含めて、これを、ここで、今時点で、認可していくという事を決めていくと裁判に影響はするんじゃないかなというような感じもするんですけれども、その点は、もうひとつハッキリ私は、今までは、その裁判の換地の問題とこの字境の変更とは違いますよと、別ですよという事で、こう来たんですけれども、換地の事も含めての話ですよという事になると、その裁判の訴訟されとう所の問題も関係するという事になるのであれば、今は、ここで議決するというわけにはいかんのかなと思うんですけど、その点どうですか。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。関連という事で、私も若干認めてきたわけなんですけれども、おっしゃるようになりますね、今回については、あくまでも、今提案されている分という形の中で、別個だという判断をしています。それについて、本日即決ですので、若干の関連を認めてるという事でありますので、できれば関連を無くして、本題だけにしたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私が、このね、平岡議員から、何故今までね、これは別個の物、その単純な字界の変更というだけで、その換地とは、法的な手続き的には別だという事で、あっても単純な手続きなのに、何故今までできなかったのかという問いでありましたからね、それは、議決、今回そういう議題の議決をもって、字界申請は、申請として行うわけで、それは、それとして、できるわけなんですけれども、ただその根底にほ場整備としての換地計画、換地の認可について、これまで、いろいろとご存知のような状況になってますから、ですから、それは申請としては、一緒に一体的に行っていくべき物事で、今までその申請、許可を町がしてなかった。だから、今まで改めて、こうして議決をいただくような形になりましたという説明をさしていただいているところです。だから、法的に裁判と何らこの議決が、決していただく事が影響するという事は、何もありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
これで、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。
議案第 208 号大字・字区域の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。
これで、暫く休憩しますが、もう少しですので、このまま続けさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、そのように。

日程第 29 . 議案第 209 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 29 に入ります。
議案第 209 号佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 209 号高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。
本条例につきましては、昨年 of 合併以来課題となっておりました、高齢者等の外出支援サービスに関するもので、この外出支援サービス事業の検討につきましては、議会でも全議員の皆様による特別委員会も設置いただき、慎重なる協議検討を加えていただきましたことに、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。
今回提案させていただきます条例は、この外出支援サービスについて、町が直接利用料金を徴収する為、地方自治法等の慣例、関係法令及び使用料等の徴収に関する全国的な条令制定状況を参考にさせていただいた結果、これまでは合併前の旧町全部で要綱を定めておりました料金徴収に関する部分をより明確化する為に条例化しようとするものでございます。内容につきましては、タクシー運賃助成事業として、1 冊 12 枚綴りを 1,000 円とし利用可能枚数は、年間通常 2 冊。通院の場合は、もう 1 冊を追加するものでございます。このタクシー運賃助成制度の町の助成額が、タクシー料金が 2,000 円以下の場合は 2 分の

1を、2,000円以上から3,000円までは、料金から1,000円を引いた額を、3,000円以上は、一律2,000円を町が助成するものであります。また、デマンド方式として、検討してまいりました、旧南光町のひまわりサービスをモデルとした事業として、全町内を対象とする通院等送迎サービス事業を新たに設置し、5台の車両による送迎サービス事業を開始してまいります。現在最終的な運転員の募集と選考を行っておりますが、今後この制度の周知の為、パンフレット等の配布などの準備を進めており、年明けの1月中旬より試行的な運行を開始する予定といたしております。この制度の利用料金につきましては、先の特別委員会で報告をさしていただきましたとおり1回300円とし、10枚綴りの利用券を1,000円で購入していただくこととなっておりますので、この費用徴収に関する部分を今回、高齢者等生活支援事業費徴収条例として提案させていただいておりますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
ここで質疑に入るわけですが。

〔町長「議長、すみません」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、はい、はい。暫く待ってください。

町長（庵逄典章君） 申し訳ございません。ちょっと、私の間違いで最後の方ですね、黙っておいたら、そのままになってしまうさかい。1回300円、デマンド方式の利用料金としておりますので、10枚綴りが、私が1,000円と言ったそうですけども、3,000円で計算が合います。間違っておりました。訂正させていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、この案件につきましては、外出支援調査特別委員会に付託することに決定しておりますので、その点お含みの上、質疑を願いたいと思います。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 別途付託されてやりますけれどですね、ちょっと、これ条例の2条の中でね、社会福祉法人または民間事業に委託する事ができるところになってございますけれど、この事については、福祉の方で初めから委託をされてやるという方向なんでしょうか。そこら辺は、未だ決まってないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いえ、そういう事のいろんな可能性はですね、残して、検討課題と

して柔軟に対応して行きたいという事で、そういう文言にいたしておりますけれども、当然来年の1月から、の中旬ぐらいからですね、施行、執行してまいりますので、現在町の臨時職員としての運転員の募集も現在行っております。当然当初は、町が直営で運行をしてまいります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、これで質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第209号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の制定については、外出支援調査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
暫く休憩します。

午後00時17分 休憩

午後00時19分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開いたします。

日程第30．委員会付託について

議長（西岡 正君） 日程第30に移ります。日程第30は、委員会付託についてであります。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日12月6日の本会議、午前10時開会したいと思います。一般質問を行いますのでご承知くださいますよう、お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

午後00時20分 散会
